

(縦覧用)

平成24年4月25日、第9回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中村正生
2番	笠原康博
4番	氏家康夫
5番	杉本公也
6番	柴野忠征
7番	滝本 広
8番	本田信幸
9番	太田 誠
10番	國見正則
11番	久保伸一
12番	小沼 悟
13番	佐々木邦夫
14番	重松秀光
15番	纒坂尚久
16番	金刺健四郎
17番	安田 稔
18番	戸田重勝

本日欠席した委員

3番	房川喜洋
----	------

附議した案件

議案第 4 2 号 買受適格証明願いについて

議案第 4 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 4 号 現況証明願いについて

議案第 4 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 6 号 賃借料情報の提供について

報告第 2 5 号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事 務 局 長	原 田 武 志
農地係長・庶務係長	若 森 修 二
農 地 主 査	吉 田 佳 弘
係	本 間 光 代

(開 会 1 3 時 3 3 分)

議 長

定刻になりました。

ただ今の出席委員は 1 7 名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第 9 回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

1 番 中 村 正 生 委員

2 番 笠 原 康 博 委員

以上、2 名を指名致します。

日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長

事務局長

3 月 2 2 日の総会以降につきまして会務報告を致します。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

最初は、北海道農業会議第 7 6 回総会および平成 2 3 年度全道農業委員会会長・事務局長会議が、3 月 2 3 日札幌市で開催され、会長と事務局長が出席しております。

総会は、会員 1 7 0 名のうち 1 5 5 名の出席で成立し、平成 2 3 年度収支補正予算、平成 2 3 年度職員退職給与積立金会計収支補正予算、平成 2 4 年度事業計画並びに収支予算等について審議され、全会一致で決定されました。

引き続き会長・事務局長会議が開催され、農業委員会の適正な事務実施について、農業委員会組織見直しをめぐる動きについての研修を受け、その後、平成 2 5 年度農

業政策と予算に関する要望の意見集約についての協議がされ、本道農業委員会組織としての要望・意見を取りまとめ、5月31日に本道選出国議員に対して要請活動を行っていくことを確認しました。

また、T P P 協定交渉等に関する緊急要請が提起され、本道農業委員会系統組織は、T P P への参加は絶対に行うべきではないことを改めて確認し決定したところであります。

次に平成24年度根室地方農業委員会連合会定期総会、平成24年度根室地方農業者年金協議会総会並びに平成24年度第1回地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月19日根室市で開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。

根室地方農業委員会連合会定期総会では、平成23年度の事業報告及び決算報告、平成24年度の事業計画、予算、及び北海道農業者年金協議会理事の推薦についてを審議し決定をみたところであります。北海道農業者年金協議会理事には、安田会長を推薦することとなったところであります。また、本年度から羅臼町が賛助会委員となり、根室地方農業委員会連合会に参加することも提案され決定しております。

根室地方農業者年金協議会総会では、平成23年度の事業報告及び決算報告、平成24年度の事業計画及び予算を審議し決定をみたところであります。

北海道農業会議が主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議は、農業会議の岡本会長、橋本事務局長の出席により行われました。平成25年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討では、5月31日開催の全国農業委員会会長大会に合わせ行われる、北海道選出国議員に対する陳情要請集会に向けて取りまとめが行われ、T P P 交渉および地域の実情に即した施策実現に関する要望の原案について協議され、T P P 交渉参加方針の撤回について、W T O 農業交渉、E P A 交渉における適切な国際規律の確立について、農政の基本確立について、農地政策の充実強化について、担い手の育成と経営支援対策の強化について、原発立地地域における安全対策の強化について、農地・農業委員会制度に関する規制改革への慎重な対応について、農業委員会系統組織の強化と予算の確保についてを検討しております。

続けて、平成24年度北海道農業会議事業推進の重点事項、農業者年金の加入推進、農業委員会系統組織の情報提供活動の取り組みと全国農業新聞の普及推進について説明を受け協議、検討したところであります。

次に、4月23日に平成24年中標津町議会第2回臨時会が開催され、町税条例等の一部改正について審議後、可決されております。会長が出席しております。

最後に、第33回家族協定調印式を4月24日に開催し、平成23年度に後継者へ経営移譲した7つのご家族にお集まりいただき、経営移譲後の家族間における協定内容について確認をし、農業委員会会長、各農協組合長、地区担当農業委員の立会いのもと調印を行いました。来賓として、中標津町長、普及センター北根室支所長の御臨席を頂き、挨拶をいただいたところであります。農業委員の皆様にも御忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。

以上会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第42号「買受適格証明願いについて」を上程致します。

(1)から(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。

議案第42号「買受適格証明願いについて」(1)から(4)について一括して説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	38,049	普通畑

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				馬鈴薯 他

5. 競売の内容

(1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所

(2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(又)第1002号

(3) 競売の期日 入札期間 平成24年6月8日~平成24年6月15日

開札日 平成24年6月20日

6. 見取図

別紙

(2)

1. 申請人の住所、氏名、年齢、職業
中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,144	普通畑
		原野	"	2,152	"
計 2 筆			畑	51,296	

3. 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4. 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	経営地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				馬鈴薯 他

5. 競売の内容

(1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所

(2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1003号

平成23年(又)第1002号

(3) 競売の期日 入札期間 平成24年6月8日~平成24年6月15日

開札日 平成24年6月20日

6. 見取図

別紙

(3) 1 . 申請人の住所、氏名、年齢、職業

中標津町字武佐

2 . 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,144	普通畑
		原野	"	2,152	"
計 2 筆			畑	51,296	

3 . 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4 . 申請人の現在の経営状況

構成員	農従者	営地			経営作物
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				馬鈴薯 他

5 . 競売の内容

(1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所

(2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1003号
平成23年(ヌ)第1002号

(3) 競売の期日 入札期間 平成24年6月8日~平成24年6月15日
開札日 平成24年6月20日

6 . 見取図 別紙

(4)

1 . 申請人の住所、氏名、年齢、職業

中標津町字武佐

歳 農業

2 . 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	44,715	普通畑
"		"	"	25,611	"
		"	"	30,591	"
		山林	"	4,343	"
計 4 筆			畑	105,260	

3 . 入札又は落札しようとする理由 経営規模拡大のため

4 . 申請人の現在の経営状況

家族	農従者	営地			経営作物
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				馬鈴薯 他

5 . 競売の内容

(1) 競売の裁判所 釧路地方裁判所

(2) 競売の事件番号 農地競売 平成23年(ケ)第1003号
平成23年(ヌ)第1002号

(3) 競売の期日 入札期間 平成24年6月8日~平成24年6月15日
開札日 平成24年6月20日

6 . 見取図 別紙

これらの案件につきましては、釧路地方裁判所が平成24年3月22日に公告のありました競売物件に入札するため必要な買受適格証明願書の発行について、申請されたものであります。

中標津在住の(1)(2)(3)(4)は地元認定農業者であり、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、農地法第3条第1項の許可を受けられる者であると判断しました。

以上でございます。

議長 この件について、付帯決議事項がありますので、事務局から説明願います。
(挙手あり) 事務局長

事務局長 議案第42号の付帯決議事項についてご説明申し上げます。

今回承認を求めている買受適格証明につきまして、買受適格証明書の交付を受けた者が入札における最高買受申出人となり、それに係る農地法第3条の許可申請書の提出がされた場合、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き許可することの付帯決議であります。

最高買受申出人からの3条申請書の内容が買受適格証明書と異なっていない場合は、会長の専決により許可し、許可書交付後、総会において報告を行うものであります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。
上程になりました、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1)について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字武佐
借主 標津町

2. 許可を受けようとする土地の表示

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
		公 簿	現 況		
		畑	畑	4,919 の内 1,592	
"		原野	"	17,412 の内 6,777	
計 2 筆			畑	8,369	

3. 許可を受けようとする事由 砂利・黒墨 採取のため
 4. 転用の期間 平成24年5月23日から平成25年5月22日まで
 5. 権利の種類 賃貸借権
 6. 採取量 砂利 3,743^m ・ 黒墨 3,744^m
 7. 最大切深 5.7m
 8. 見取図 別紙

この案件につきましては、砂利・黒墨採取のため申請があったものであります。
 この申請地は、平成23年の採取地に隣接した農地であり、今回の5条申請面積については8,369^mとなっております。
 資源採取のための一時転用であり、採取後においては平坦な一団の農地として利用可能になることから、転用は止むを得ないものと判断致しました。
 以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかりいたします。
 本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議 長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、諮問致します。
 日程5、議案第44号「現況証明願いについて」を上程致します。
 (1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。
 上程になりました、議案第44号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)
 1. 申請人の住所、氏名
 標津町
 (土地所有者 中標津町字俵橋)

2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		原野	農地・採草放牧地以外	4,592 の内 1,179	原野

3. 申請の理由

砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請書添付のため

4. 見取図別紙

この案件につきましては、砂利採取地の湧水施設の現況を確認するため申請があったものです。当該地につきましては、公簿が原野の号線敷地であり、砂利採取地の取り付け道路、湧水施設に使用されている状況です。

4月16日に第1地区推進班で現地確認したところ、現況から判断して農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 おはかり致します。
 本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
 よって本案は原案のとおり、可決されました。
 日程6、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
 (1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 櫻坂委員

櫻坂委員 15番櫻坂です。
 議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)を、ご説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町東

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	77,490	牧草畑
"		"	"	49,476	"
計 2 筆			畑	126,966	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成24年5月1日から平成25年4月30日まで
6. 価格 年 132,000円
7. 資金調達方法 自己資金 132,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 中標津町東

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	61,535 の内 48,000	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
5. 期間 平成24年5月1日から平成25年4月30日まで
6. 価格 年 50,000円
7. 資金調達方法 自己資金 50,000円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い再設定するものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田委員

本田委員 8番本田です。

議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(3)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 川上郡標茶町

歳 無職

譲受人 中標津町字養老牛

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,384	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 賃貸借していた農地を近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 3,654,000円

6. 資金調達方法 農地ローン 3,654,000円

7. 譲受人の経営状況

構成員	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、現在、 に賃貸借している農地を期間満了に伴い利用調整したところ、譲渡の申し出があり、地域調整の結果、現在の利用者に譲渡するものであります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第46号「賃借料情報の提供について」を上程致します。

提案内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地主査

農地主査 議案第46号「賃借料情報の提供について」事務局よりご説明致します。
23ページをご覧ください。

標準小作料制度が廃止されたことから、農地法第52条に基づく地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が提供することになっております。

(以下、議案資料を朗読)

中標津町賃借料情報

平成23年1月から12月までに締結(公告)された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

中標津町農業委員会

(10a当たり)

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
中標津	2,921円	4,900円	900円	238	
計根別	2,817円	3,500円	800円	81	
参考(中標津町平均)	2,730円	4,900円	800円		

総会承認後、農業委員会のホームページに掲載し公表するものであります。
以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり提供することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、報告第25号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第25号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご報告致します。

議案の25ページをお開きください。

今回については、平成23年9月30日付から平成24年2月27日付で、認定の

あった者について記載しておりますので、お目をとおして頂きたいと思います。
新規認定者2名、再認定者42名となっています。
以上です。

議長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第9回総会を閉会致します。
ご苦労様でした。

(閉会 13時55分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年4月25日

会 長 _____

1 番 _____

2 番 _____